

スポーツ仲裁機構自動応諾条項の採択までの手順

①連盟・協会内でどのような内容で自動応諾条項を採択するか検討

【例文】〇〇〇連盟・協会のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

詳しくは別添の「自動応諾条項の採択についてのQ&A」や日本スポーツ仲裁機構HP(<http://www.jsaa.jp>)を参考にしてください。



②上記の条項を**連盟・協会の理事会等**で採択



③採択された条項と様式を群馬県スポーツ協会に提出
(その際に理事会等で制定された条項はメール可)

【提出先】 〒371-0047 前橋市関根町800番地 公益財団法人群馬県スポーツ協会 総務課 あて



④群馬県スポーツ協会から日本スポーツ仲裁機構へ報告